

吹田市総合計画基本構想(素案)

吹田市

目 次

第1章	まちの将来像	1
第2章	人口と都市構造	3
第3章	将来像への基本方針	5
第4章	基本方針とまちのイメージ（施策体系）	7
第5章	将来像実現に向けて	9

第1章 まちの将来像

まちの将来像は、市民福祉の向上に欠かすことのできない様々な政策を牽引する役割を果たします。

この役割を果たすため、まちの将来像を設定するにあたり、次の3つのまちづくりの視点を取り入れます。

「住」「働」「楽」が織り成す都市魅力を発信し、人をひきつけるまち

本市は、「住みやすさ」「産業活動にとっての魅力」「楽しめる都市空間」をバランスよく内包する都市です。それぞれの都市機能は高い集積があり、単独でも大きな都市魅力となっていますが、複数の都市機能が近接、融合することで、職住近接、職遊融合、住遊近在など相乗的に魅力が高まる可能性があります。

この可能性を引き出すには、柔軟な「発想力」や豊かな「創造力」、粘り強く取り組む「推進力」などが必要であり、これらはどれも、人を介して引き出すことができるものです。

このため、市民、企業、NPO、大学、行政など様々なまちづくりの主体が、相互の関係性を深め、それぞれの得意分野を生かしながら、協力、連携することにより、地域資源をうまくつなぎあわせながら、新たな都市魅力の創造を図ります。さらに、この都市魅力を内外に発信し、人をひきつける元気のあるまちをめざします。

市民主体のコミュニティ運営が確立されたまち

本市は、地域主権という変革期の政策主体として、市民生活を豊かにする政策の質的向上を図ることが求められています。このため、市民が日々の生活で感じたことを如何に政策に組み入れていくかが重要となっています。

特に、本市の特徴である市内の各地域の固有の特色を市の魅力向上に結びつけるためには、地域の実情に応じたきめ細かなまちづくりを進めることが重要です。このため、市民が地域のまちづくりに主体的に関わり、自ら考え行動する自立した地域運営ができる仕組みを市民と行政の協働で構築し、その運営を市が支援することで、それぞれの地域魅力を高め、活気あふれる地域とすることをめざします。

まちの未来を拓く人を育むまち

価値観が多様化かつ複雑化する成熟社会において、将来にわたって活力あるまちとして持続し発展させるためには、未来の吹田を元気にする原動力となる人材を育むことが重要となります。

とりわけ、社会経済状況におけるグローバル化が進む中であっては、異なる文化を受け入れ共生する国際人として活躍できる人を育むことが大切です。

人と人が関わり、育ち育てられる環境づくりとして、「安心して、子どもを生み育てる環境」、「子どもが自立するまでの成長を応援する環境」、「社会とつながり自己実現ができる環境」など生涯をとおして学び・育む環境が備わったまちをめざします。

以上の3つのまちづくりの視点に共通するものは、人が主体的に行動し、知識や知恵を紡ぎ、創造することの重要性です。つまり、「市民力」が源となり、関係性を育み、「地域力」として成長し、これが未来のまちづくりの原動力となります。

こうした力を生みだし蓄積するには、「人」にスポットを当て、「人と人との関わり」「多世代交流」など個性や違いを認め合う「思いやり」と「やさしさ」による関係が育つ環境づくりが必要です。

以上から、本市の将来像（案）を次のとおりとします。

人・まち・元気創造都市 すいた

将来像の実現に向けた道筋（ルート）を示す基本方針を次のとおりとします。

- 1 一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合う平和なまち
- 2 誰もが住み慣れた地域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち
- 3 ともにつながり未来を拓く人づくりを進めるまち
- 4 健全で豊かな環境を守り引き継ぐまち
- 5 誰もが将来にわたって快適に暮らせるまち
- 6 支えあいと備えで安全に暮らせるまち
- 7 人が集い、企業を育む、都市魅力あふれるまち

第2章 人口と都市空間

1 人口

本市の将来人口は、平成32年（2020年）頃までは概ね現状維持の状態が続き、その後は人口減少が進むものと見込まれます。

また、人口の年齢構成は、年少人口（14歳以下）と生産年齢人口（15～64歳）は、いずれも減少する一方、老年人口（65歳以上）は増加するなど本市でも少子高齢化が進むと予測されます。

そうした中で、本市が、活力あるまちとして持続的に発展していくためには、学び、レクリエーション、産業などによる多様な交流で、まちの活性化を図るとともに、世代のバランスが取れた人口構成をめざすことが必要です。

このため、本市の魅力を外にアピールするとともに、次世代を育む環境づくりや良質な住まいの維持及び誘導など、住みたいまち・住み続けたいまちとして選ばれる様々な施策を推進し、定住化の向上を図ることにより、本計画の目標年度である平成32年度（2020年度）の本市の将来人口を概ね35万5千人と設定します。

2 都市空間の将来像

都市空間¹は、都市の発展を牽引する機能が集積する拠点市街地や、都市全体や地域の連携を強化する都市機能軸、人と自然の共生空間などにより構成されています。

本市は、成熟した市街地で構成されているため、都市空間については、現状の構成を基本としつつ、地域のポテンシャルや社会経済状況の変化を踏まえた将来のあるべき姿を示します。

（1） 地域ごとの特徴ある拠点市街地の整備

鉄道駅周辺の市街地は地域の玄関口であり、その多くには都市全体の中心的な機能や地域の生活を支える様々な機能が集積しています。また、広域的な文化・レクリエーション機能が集積している地域もあります。このような市街地を拠点市街地として位置づけ、地域ごとの特性に応じたまちづくりを進めます。

商業・業務機能の高度化を促進する江坂駅周辺、商店街の活性化と連携しながら商業機能の充実を目指すJR吹田駅周辺、阪急吹田駅周辺、医療クラスター構想など新たなまちづくりを推進する岸辺駅周辺、万博記念公園をはじめとした広域的な文化・レクリエーション機能が集積する万博記念公園駅周辺を都市拠点として位置づけます。

さらに、地域の中心となるべきその他の鉄道駅周辺を地域拠点として位置づけます。これらの拠点市街地は、それぞれの特性に応じた整備・保全を図ります。

1 都市空間：都市を構成している空間的な要素をさす。大きくは建築物などの諸施設とオープンスペース（道路空間、河川空間、緑など）（出典：吹田市都市計画マスタープラン）

(2) 都市全体や地域の連携を強化する都市機能軸のネットワーク形成

都市の活動は都市拠点、地域拠点を中心に展開しますが、これらの拠点間を結んで人、物、情報を円滑に流すことで機能連係が進み、都市の活動はより活発化します。

このため、本市においても都市拠点、地域拠点を鉄道や道路で結ぶことにより、都市機能の連携促進と市域全体での適切な都市機能配置を進めます。この鉄道や道路を都市機能軸と呼び、本市を通過する大阪都市圏の基幹的な都市機能軸を広域軸、また市域を結ぶ都市機能軸を地域軸として位置づけ、交通機能の強化や維持のための整備を進めます。

(3) 人と自然の共生空間の整備・保全

公園や緑地などをみどり¹の拠点、それらを結ぶ河川や千里緑地などの帯状空間、緑道、連担する邸宅内の植え込みなどをみどりの骨格とするみどりのネットワークの形成をめざします。このみどりのネットワークを、都市空間を構成する上での重要な基盤として位置づけます。

みどりのネットワークは、多様な生き物が生息できる空間として、また災害時における避難地、避難路や延焼遮断帯といった防災上の役割を担う空間として、さらには、まちの快適性や景観に寄与する、人と自然の共生空間となるよう整備・保全を進めます。

(4) 地域の特性を生かした魅力ある都市空間の形成

本市の大半をしめる住宅地においては、市民の多様なライフスタイルに対応し、地域の歴史的背景や立地特性を生かした集合住宅地や戸建て住宅地など多様な住宅地を供給する環境の整備・保全を進めます。特に、日本のニュータウンの再生の先駆けである千里ニュータウンは、多世代交流などコミュニティが活性化する環境づくりをめざします。

学術・研究・医療機能が集積する市域北部や医療健康・教育文化機能の広域拠点をめざしている吹田操車場跡地は、大学と研究機関などの異なる機関の連携・交流等により新たな知や文化、技術革新を生み出す都市空間の形成をめざします。

文化・レクリエーション機能が集積する万博記念公園周辺は、市内外の人々が集い、交流して賑わいと憩いを醸し出す空間形成をめざし、周辺市街地（住宅地）との調和、交通利便性や安全性の確保など広域交流を支援する環境整備を図ります。

商業・業務機能が集積し北大阪の副都心的役割を担う江坂や、生産・流通機能が集積する市西部・南部は、産業活動にとって魅力的な空間形成をめざし、企業立地の促進、周辺市街地（住宅地）との調和などの環境整備を図ります。

1 みどり：樹木や草花などの植物、植物を含む土地や空間及びこれらと一体となった水辺・オープンスペースなど。（出典：吹田市第2次みどりの基本計画）

第3章 将来像への基本方針

めざす将来像を実現するため、次の7つをまちづくりの基本方針として定めます。

基本方針1 一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合う平和なまち

平和の尊さが感じられ、市民一人ひとりの人権感覚が生まれ、男女が対等な社会の構成員として希望と誇りを持って、個性豊かに生活できるまちをめざします。

また、国内外の交流により多文化を認め合うまち、多彩な文化が生まれ生きがいのあるまちをめざします。

基本方針2 誰もが住み慣れた地域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち

子どもや障がい者、高齢者が、住み慣れた地域で暮らすことができる、すべての市民にとって安心して暮らし続けられるまちをめざします。

また、一人ひとりが尊重され、生涯にわたって生きがいを持つことができるまちをめざします。

基本方針3 ともにつながり未来を拓く人づくりを進めるまち

人や社会とのつながりの中で、安心して子どもを産み育てることができ、多様な学びや支援の機会を得て、生きる力と自主性・自律性が育まれるまちをめざします。

また、人が人を育て、人が地域を育て、市民一人ひとりが、まちづくりの主演としていきいきと生活するまちをめざします。

基本方針4 健全で豊かな環境を守り引き継ぐまち

健全で豊かな環境が、私たちの生存の基盤であることが強く認識され、それを前提とした社会や経済のあり方、及び新しい形の豊かさに対する共感が広がるまちをめざします。

基本方針5 誰もが将来にわたって快適に暮らせるまち

快適で潤いのある空間、安全で便利に人・ものが移動する環境、そして地震や風水害の被災リスクを低減する堅固な基盤が整い、市民の誰もが快適に暮らし、すべての人が活発に活動できるまちをめざします。

基本方針6 支えあいと備えで安全に暮らせるまち

あらゆる災害に備えた防災体制や、各種犯罪の未然防止に努めるための防犯体制の強化が図られ、安心して暮らせるまちをめざします。

また、災害や事故などの救急時の迅速な対応により、子どもから高齢者、障がい者など市民の誰もが安心して暮らせるまちをめざします。

基本方針7 人が集い、企業を育む、都市魅力あふれるまち

「交通利便に優れ、文化と教養の薫り高いまち」という都市ポテンシャルの高さと、産学官が一体となって企業活動を支える環境のもと、元気な企業が集積し、人・もの・情報が交流する、活気と魅力に満ちあふれたまちをめざします。

また、誰もが笑顔で働き続ける環境が整い、ワーク・ライフ・バランスのとれた市民による賑わいが創出されるまちをめざします。

第4章 基本方針とまちのイメージ（施策体系）

基本方針と基本方針にもとづくまちのイメージ（施策体系）は次のとおりです。

基本方針1 一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合う平和なまち

- まちのイメージ1 平和の尊さが実感できています
- まちのイメージ2 一人ひとりの命や個性を大切にする人権感覚が育まれています
- まちのイメージ3 DV被害や女性に対する暴力がない男女共同参画社会になっています
- まちのイメージ4 多彩な文化が身近に感じられるまちになっています
- まちのイメージ5 国や地域の人との交流が育まれています

基本方針2 誰もが住み慣れた地域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち

- まちのイメージ1 高齢者が健やかに安心安全に暮らしています
- まちのイメージ2 障がい者が地域で安心して生活し、様々な分野の活動に参加しています
- まちのイメージ3 住み慣れた地域でともに支え合いながら暮らしています
- まちのイメージ4 生涯にわたって心身ともに健康に暮らしています

基本方針3 ともにつながり未来を拓く人づくりを進めるまち

- まちのイメージ1 安心して子育てができています
- まちのイメージ2 配慮が必要な子どもや親が必要な支援を受けることができます
- まちのイメージ3 学校・家庭・地域のつながりの中で、子どもたちが自らの学びを高め、成長しています
- まちのイメージ4 子どもや青少年が安心して安全に、出会いや交流を通じて成長しています
- まちのイメージ5 「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」生涯を通じて、主体的に学んでいます
- まちのイメージ6 すべての市民が「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる、生涯スポーツ社会になっています

基本方針4 健全で豊かな環境を守り引き継ぐまち

- まちのイメージ1 限りあるエネルギーを大切に使う意識が定着しています
- まちのイメージ2 資源を大切にする社会システムが形成されています
- まちのイメージ3 健康で快適な暮らしを支える環境が保たれています
- まちのイメージ4 環境教育・環境学習の機会が充実しています

基本方針5 誰もが将来にわたって快適に暮らせるまち

- まちのイメージ1 暮らしや都市活動を支える都市基盤整備が進んでいます
- まちのイメージ2 魅力あふれる美しいまちなみと良好な住環境が形成されています

- まちのイメージ3 住みたいまちに選ばれる安心で良質な住まいづくりが進んでいます
- まちのイメージ4 みどりが保全・創出・活用され、市民に親しまれています
- まちのイメージ5 自動車に過度に依存しない交通環境整備が進んでいます
- まちのイメージ6 誰もが安全で快適な道路環境整備が進んでいます
- まちのイメージ7 安定した安心安全の水道が利用できています
- まちのイメージ8 下水道施設が計画的に整備され安心安全快適な暮らしができています

基本方針6 支えあいと備えで安全に暮らせるまち

- まちのイメージ1 防災への備えをはじめ危機管理体制が確立しています
- まちのイメージ2 犯罪が少なく安全で安心して過ごしています
- まちのイメージ3 備えと予防ができており火事（や事故）が減っています

基本方針7 人が集い、企業を育む、都市魅力あふれるまち

- まちのイメージ1 元気な企業が集積しています
- まちのイメージ2 いきいきと働きがいをもって就労できる環境が整っています
- まちのイメージ3 安心して消費生活を送れる環境が整っています

第5章 将来像実現に向けて

計画を着実に進めるため、次の2つを基本姿勢としてまちづくりを進めます。

基本姿勢1 市民が活躍できるまちの仕組みづくりを進めます（市民自治）

市民が主体的に関わるまちづくりの仕組みを構築し、自律した地域の自治が確立したまちをめざします。

また、市民、NPO、企業、大学、行政など多様なまちづくりに取り組む主体間のネットワークの強化を図り、それぞれの得意分野を生かし、連携・協力するさらなる協働を促進することにより、新しい公共の創出による豊かな社会の形成を図ります。

基本姿勢2 持続可能なまちづくりのための行政経営を確立します（行財政運営）

将来にわたって安定的に満足度の高い行政サービスを提供できるよう、健全な財政運営、最適な資産管理、職員の能力向上など、長期的かつ多角的な視点で進める行政経営の確立をめざします。

基本姿勢と基本姿勢を踏まえた取組は次のとおりです。

基本姿勢1 市民が活躍できるまちの仕組みづくりを進めます

- 取組1 地域の特性が生かされた市民主体のまちづくりの仕組みを構築します
- 取組2 市民公益活動を支える環境づくりや多様な主体による協働のまちづくりの仕組みを構築します
- 取組3 多様な市民の意向が反映される市政運営の仕組みを充実させます

基本姿勢2 持続可能なまちづくりのための行政経営を確立します

- 取組1 安定した行財政運営を進めます
- 取組2 環境の変化にも柔軟に即応し効果的な行政経営を担う人材を育成します
- 取組3 良好な施設機能の安定的な提供とインフラの維持保全を計画的に行います
- 取組4 利便性の向上が図られたサービスを提供します